

## 蔵王町復興推進計画

平成26年10月16日  
宮城県蔵王町

### 1. 計画の区域 蔵王町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本町でも震度6強を観測し、この地震により多数の家屋が全半壊、一部損壊などの被害を受け、経済基盤となる農林業や商工業、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受け、被害総額は51億円超となった。

さらには、東日本大震災に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響が、住民の生活や経済活動において深刻な問題となっている。

このような中、本町の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援すること等を通じて、地域経済の活性化を図り、本町のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し、雇用機会を創出する。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化及び雇用機会の拡充を図るため、本町の中核的産業である飲料・たばこ・飼料製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

#### 「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本町に立地する仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「対象事業者」という。）が蔵王工場において、設備増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の飲料・たばこ・飼料製造業は、町内の製造業の従業者数において第2位の地位を占めており、生産用機械製造業に次ぐ本町の中核的産業である。その中でも、対象となる事業は、本町における飲料・たばこ・飼料製造業の従業者数の88%を占める対象事業者が実施するものであり、対象事業者にとって新たな生産目的等を

達成するための設備投資であって、事業費が年間の減価償却費を超えるものである。

加えて、対象事業者は全従業員の約16%を沿岸部から雇用しているほか、蔵王工場における直近の年間出荷額の約15%を沿岸市町村へ出荷しており、今般の設備投資に際しては、本町及び沿岸部における雇用の確保や取引拡大など地域経済への波及効果が期待できる。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化を図り、本町のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し、雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

#### ③施行規則第2条に規定する当該事業

施行規則第2条第6号

#### ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

株式会社七十七銀行

#### ⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特別支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

### 5. 当該事業の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町の飲料・たばこ・飼料製造業の主要企業である対象事業者が製造設備の増強工事を行うことによって、売上高の増加とともに地元企業との取引拡大などの経済効果が期待される。

これらの効果は、本町及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

### 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、蔵王町、株式会社日本政策投資銀行、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする蔵王町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。